

第10回農業委員会定例会(議事録)

		午前 10時 00分
1. 日時	平成30年10月30日(火)	午前 10時 30分
2. 場所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室	
3. 出席農業委員 欠席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員	
出席推進委員	山本委員, 沖野委員, 下垣内委員,	
4. 説明員	國川事務局長, 河村係長, 高重主事, 山田主事, 佐藤主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第35号	農用地利用配分計画原案の協議について
	報告第10-1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	報告第10-2号	非農地判断地の非農地証明について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成30年第10回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、2番 赤坂委員を指名いたします。
議 長	それでは、日程第1、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市高崎町691番25, 701番9, 地目は2筆とも畑, 面積は合計244.12㎡の農地です。営農計画は、野菜栽培の予定です。経営面積は11aで、高崎町の下限面積10aを満たしております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本推進委員	申請地は、JR呉線中浦踏切より北東に100m付近にあります。 申請の事由は、経営規模拡大のため、所有権移転するものです。現地確認時、果樹等が植えられていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第2、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市新庄町102番3, 地目は田, 面積は104㎡の内の31.2㎡の農地で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野推進委員	申請地は、新庄町にある小早川神社より北に70m付近にあります。 申請の事由は、7月6日の集中豪雨で墓地が土砂で埋まり、新たに墓地を設置するため申請されたものです。また、現地確認時、管理されておりました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第3、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市西野町1755番、1757番、地目は2筆とも田、面積は合計で1255㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、下垣内推進委員から、補足説明をお願いします。
下垣内推進委員	申請地は、竹原市西野町にある湯坂温泉入口バス停より北へ60m付近にあります。 申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	2番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市西野町1758番、1759番9、1760番3、地目は3筆とも田、面積は合計で1122.52㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った、下垣内推進委員から、補足説明をお願いします。
下垣内推進委員	申請地は、1番の申請地の南側に隣接した位置にあります。 申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第4、議案第35号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	それでは、議案第35号について説明致します。 本議案は、平成30年10月10日付けで、竹原市長より「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」農業委員会の意見の決定という議題であります。内容につきましては、別添の資料のとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結致します。 お諮りします。議案第35号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」異議がない旨回答することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第35号農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取については、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。
議 長	つぎに、日程第5、報告第10-1号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局より説明申し上げます。

局 長	<p>それでは、報告第10-1号について説明を致します。平成30年9月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は9件、筆数は田12筆、畑24筆、面積は12,793㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>
議 長	<p>つぎに、日程第6、報告第10-2号「非農地判断地の非農地証明について」事務局より説明申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、報告第10-2号について説明を致します。</p> <p>申請地は下野町1067番、1084番3、1085番3の3筆で、平成30年第3回総会の議案第9号「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断」で審議していただきました農地であり、非農地証明したことを報告いたします。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・7月集中豪雨の農業施設の被害状況について
議 長	<p>以上をもちまして、第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成30年11月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折